



県 章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
10月18日  
第48号  
金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

## 目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則（健康福祉政策課）	1
○ 告 示	
地方自治法に基づく指定管理者の指定（スポーツ課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法による登録喀痰吸引等事業者および登録特定行為事業者の登録（医療福祉推進課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法による登録喀痰吸引等事業者および登録特定行為事業者の事業所の所在地変更の届出（医療福祉推進課）	2
道路区域の変更（道路課）	3
道路の供用開始（道路課）	3
入札参加者に必要な資格等（監理課）	3
○ 公 告	
令和元年度ふぐ調理師試験実施公告（生活衛生課）	4
一般競争入札の公告（建築課）	5
落札者決定の公告（情報政策課）	10

## 規 則

滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則をここに公布する。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第13号

### 滋賀県医学系研究倫理審査委員会規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第5条の規定に基づき、滋賀県医学系研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長）

**第2条** 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

**第3条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

（関係者の出席等）

**第4条** 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康医療福祉部健康福祉政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀アリーナ
- 2 指定管理者 大津市におの浜一丁目1番24号 しがクロス株式会社 代表取締役 荒健
- 3 指定の日 令和元年10月18日
- 4 指定の期間 滋賀アリーナの設置および管理に関する条例(令和元年滋賀県条例第12号)の施行の日から令和19年3月31日まで

滋賀県告示第218号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づく登録<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等事業者および同法附則第20条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者として、次の者を登録した。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等業務	実施する <sup>かくたん</sup> 特定行為業務	登録年月日	登録番号
小規模多機能型居宅介護グリーングラス富士	大津市秋葉台13番5号	医療法人緑生会 理事長 中山厚彦	大津市大石淀三丁目8番23号	口腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 鼻腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	口腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 鼻腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養	令和1.9.25	251196164

滋賀県告示第219号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づく登録<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等事業者および同法附則第20条第1項の規定に基づく登録特定行為事業者として登録した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	<sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等業務の種類	特定行為業務の種類	変更年月日
					口腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引	口腔内の <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引	

ヘルパー 事業所 じゅう楽	東近江市 五個荘金 堂町940	彦根市稲 部町100- 4-4	一般社団法 人じゅう楽 代表理事 赤木敦子	東近江市五個 荘金堂町940	くう かくたん 鼻腔内の喀痰 吸引 気管カニュー レ内部の喀痰 吸引 胃ろうまたは 腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養	くう かくたん 鼻腔内の喀痰 吸引 気管カニュー レ内部の喀痰 吸引 胃ろうまたは 腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養	令和1.10.5
---------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------------------	-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	----------

滋賀県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和元年10月18日から令和元年11月1日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
国道	307号	蒲生郡日野町大字日田字樋之口274番1地先から	変更後	最小 11.6m } 最大 22.1m	88.3m	占用工事（う回路設置）に伴う道路区域の変更
		蒲生郡日野町大字日田字古堂431番地先まで	変更前	最小 11.6m } 最大 17.3m		

滋賀県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年10月18日から令和元年11月1日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道307号	蒲生郡日野町大字日田字樋之口274番1地先から 蒲生郡日野町大字日田字古堂431番地先まで	令和1.10.18	L=88.3m

滋賀県告示第222号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条および滋賀県特定調達契約の建設工事等に係る競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（平成8年滋賀県告示第171号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、滋賀県が発注する特定建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 申請できる建設工事の種類 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事のうち建築一式工事
- 2 申請をする者に必要な要件 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、この告示をした日の前日（以下「審査基準日」という。）において次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
  - (1) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
  - (2) 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（審査基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における建築一式工事に係る総合評定値が1,000点以上であること。
- 3 申請書類および配布開始時期
  - (1) 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、特定調達契約競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により申請すること。
    - ア 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（2(2)の要件を満たすことを証するものに限る。）の写し
    - イ 建築一式工事に係る工事経歴書（アの通知書「完成工事高」欄に記載のある基準決算以前の決算に対応するものに限る。）
    - ウ 支店等から参加する場合にあっては、委任状および営業所一覧表
    - エ 建設業許可証明書（審査基準日において、発行後3か月以内のものに限る。）の写し
  - (2) 配布開始時期 令和元年10月18日（金）午前9時
- 4 申請書類の受付期間 令和元年10月21日（月）から11月15日（金）まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- 5 申請書類の配布および受付場所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部監理課審査契約係 電話 077-528-4116
- 6 申請書類に使用する言語 日本語
- 7 一般競争入札に参加することができない者 要綱第2条第2項各号のいずれかに該当する者
- 8 資格審査の項目 平成20年国土交通省告示第85号第1に定める項目
- 9 資格審査の結果 申請者には、特定調達契約競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、特定調達契約競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 10 資格の有効期間 決定した資格を通知した日から令和2年3月31日までとする。

## 公 告

## 令和元年度ふぐ調理師試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例（平成4年滋賀県条例第42号）第5条の規定に基づき、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 試験日および科目
  - (1) 第1日目
    - ア 試験日時 令和2年2月4日（火）午後2時30分から午後4時まで
    - イ 科目
      - (イ) 学科試験 衛生法規、食品衛生学およびふぐに関する知識
      - (ロ) 実技試験 ふぐの種類および内臓の識別
  - (2) 第2日目
    - ア 試験日 令和2年2月5日（水）試験時間は、受験票に記載する。
    - イ 科目 実技試験 ふぐの処理技術
- 2 試験場所 滋賀県立男女共同参画センター（近江八幡市鷹飼町80-4）
- 3 受験資格 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の調理師の免許を受けている者
- 4 提出書類
  - (1) 受験願書 1部

- (2) 調理師法第3条の調理師の免許を受けていることを証する書類 1部
- (3) 写真 1葉（出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身前向きで、縦5センチメートル、横5センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの）
- 5 試験手数料 7,400円（滋賀県収入証紙による。）
- 6 受験願書の受付期間等および受付場所
- (1) 受付期間等 令和2年1月6日(月)から令和2年1月14日(火)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。  
なお、郵送による受験願書の受付は、行わない。
- (2) 受付場所
- ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。
- 滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所） 草津市草津三丁目14-75  
 滋賀県甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所） 甲賀市水口町水口6200  
 滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所） 東近江市八日市緑町8-22  
 滋賀県湖東健康福祉事務所（彦根保健所） 彦根市和田町41  
 滋賀県湖北健康福祉事務所（長浜保健所） 長浜市平方町1152-2  
 滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所） 高島市今津町今津448-45  
 大津市保健所 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階
- イ ア以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課（大津市京町四丁目1番1号）に提出すること。
- 7 合格発表 令和2年3月5日(木)午前10時に県庁正面玄関前掲示板、各合同庁舎（大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。）の行政情報コーナーおよび県内の各保健所の掲示板ならびに県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。  
なお、電話による問合せには、一切応じない。
- 8 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。
- (1) 期間 令和2年3月5日(木)から令和2年4月2日(木)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）
- (2) 時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで（令和2年3月5日は、午前10時から正午までおよび午後1時から午後5時まで）
- (3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課（大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階）
- (4) 持参するもの 令和元年度ふぐ調理師試験受験票
- (5) 開示する内容 科目別得点および総合得点
- (6) その他
- ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。
- イ 電話による問合せには、一切応じない。
- 9 受験願書等の交付および問合せ先 県内の各保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

#### 一般競争入札の公告

（仮称）金亀公園第1種陸上競技場新築工事に係る工事請負契約について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和元年度第50号 （仮称）金亀公園第1種陸上競技場新築工事
- (2) 工事場所 彦根市松原町3028ほか
- (3) 工事概要 第1種陸上競技場新築工事
- ア メインスタンド 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階建て 13,418.33㎡
- イ バックスタンド 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階建て 5,282.37㎡
- ウ サイドスタンド北 鉄筋コンクリート造 地上2階建て 2,422.00㎡
- エ サイドスタンド南 鉄筋コンクリート造 地上2階建て 2,545.45㎡
- オ 附属棟 鉄筋コンクリート造 平屋建て 375.02㎡

## カ トラックフィールド工事 一式

- (4) 工期 契約成立の日より5日以内の日から令和4年12月25日まで
  - (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
  - (6) この入札は、競争入札参加資格の確認申請時に技術提案に関する資料を受け付け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書による。
  - (7) この入札は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式による入札とする。詳細は、入札説明書および特記仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 入札参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。
- (1) 共同企業体としての要件
    - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
    - イ 構成員は、2者または3者であること。
    - ウ 経営の形態は、共同施工方式であること。
    - エ 1構成員の出資比率は、2者の場合は40パーセント以上、3者の場合は25パーセント以上であること。
  - (2) 共同企業体の全ての構成員が満たすべき要件
    - ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - イ 入札参加者に必要な資格等(令和元年滋賀県告示第222号)に規定する資格を有すると認められて、滋賀県特定調達契約入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
    - ウ 建築工事業(建築一式工事)に係る特定建設業の許可を有する者であること。
    - エ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者でないこと。
      - (ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
      - (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
      - (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
      - (エ) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
      - (オ) 銀行取引停止処分がなされている者
    - オ 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者でないこと。
      - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
      - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
      - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
      - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
      - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - (3) 共同企業体の代表構成員が満たすべき要件
    - ア 出資比率が他の構成員を上回っていること。
    - イ 経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書(公告日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。)

における建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。

ウ 公告日の前日から起算して前20年以内の期間（以下「前20年間」という。）に第1種陸上競技場または観覧席を有する運動施設の新築、改築または増築のいずれかで、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造またはプレストレストコンクリート造（以下「鉄骨造等」という。）で延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）が10,000平方メートル以上（建物1棟（複合建築物にあつては、観覧席を有する運動施設の部分に限る。）における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする。）の工事（公告日の前日までに完成したものに限り。）を単体で、または共同企業体の代表構成員として元請契約し、施工した実績を有すること。

エ 次に掲げる要件を満たす監理技術者をこの工事現場に専任で配置できること。

(7) 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 監理技術者資格者証を有するとともに、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。

(4) 共同企業体の構成員（代表構成員を除く。）が満たすべき要件

ア 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限り。）における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

イ 前20年間に建築物の新築、改築または増築のいずれかで、鉄骨造等で延べ面積が5,000平方メートル以上（建物1棟における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする。）の工事（公告日の前日までに完成したものに限り。）を単体で、または共同企業体の構成員（出資比率が20パーセント以上の者に限り。）として元請契約し、施工した実績を有すること。

ウ 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する主任技術者をこの工事現場に専任で配置できること。

(5) この工事に係る技術提案書を提出し、その内容が適正であること。なお、技術提案書の作成に当たっては、入札説明書、入札説明書（別紙-1）、特記仕様書および図面等を参考とすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次に示す書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。

必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 共同企業体入札参加資格確認申請書

(2) 建設工事共同企業体協定書の原本

(3) 共同企業体に関する委任状

(4) 2(1)、(3)および(4)の要件を満たしていることを証明する書類

(5) 誓約書

4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、入札価格、技術提案をもって入札に参加し、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、(2)の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ 予定価格超過による再入札の取扱い 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札を行う。

(2) 総合評価の方法 詳細は入札説明書による。

(3) 技術提案書の採否

ア 技術提案書の採否については、入札参加資格の確認の通知と併せて通知する。

イ 期限までに技術提案書の提出がない者および技術提案書の内容が適正でない者は、この入札に参加することができない。

(4) 技術提案の履行に関する事項 (2)イで求めた技術提案の履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減じる。詳細は、入札説明書（別紙-1）による。また、

故意または過失により提案内容が実施されていないと認める場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

## 5 入札手続

### (1) 担当部局

ア 入札、契約等に関する事項 滋賀県土木交通部監理課審査契約係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-4116

イ 仕様、図面等に関する事項 滋賀県土木交通部建築課行政施設係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-4252

### (2) 入札説明書等の閲覧および交付

ア 期間 令和元年10月18日(金)から令和2年1月16日(木)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)イに示す部局

ウ 交付方法 電子データをCD-ROM形式で交付する。なお、受領に当たっては、交付するCD-Rに替わるCD-Rを提出すること。

### (3) 共同企業体入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料の提出

ア 期間 令和元年10月21日(月)から同年11月15日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)アに示す部局

ウ 方法 持参による。

### (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出

ア 期間 令和元年10月21日(月)から同年11月15日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)アに示す部局

ウ 方法 持参による。

### (5) 技術提案書の提出

ア 期間 令和元年10月21日(月)から同年11月15日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所 滋賀県土木交通部建築課ファシリティ支援係 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4257

ウ 部数 正本1部

エ 方法 持参による。

### (6) 入札参加資格の確認

ア 入札参加者に必要な資格に関する事項を審査し、その結果は、令和元年12月6日(金)付けで申請者宛てに郵送により書面で通知する。

イ 提出期限までに(3)から(5)までに定めるところにより必要な書類を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加できない。

### (7) 入札および開札の日時等

ア 日時 令和2年1月17日(金)午前10時

イ 場所 大津市松本一丁目2番1号 大津合同庁舎5階 5A会議室

ウ 入札書の提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)とし、他の方法による提出は、受け付けない。

エ 郵便入札の取扱い 郵便入札にあつては「(仮称)金亀公園第1種陸上競技場新築工事入札書在中」と記載した封筒に封緘し、令和2年1月16日(木)午後4時までに滋賀県土木交通部監理課審査契約係(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)に必着のこと。

オ 積算内訳書の提出

(7) 入札書に記載される入札価格に対応した積算内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便入札にあつては、入札書と同封し送付すること。

(イ) 積算内訳書の様式は、別に定めた様式を使用すること。

### (8) 入札方法等

ア 入札執行については、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額



（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

## 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金および契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の20分の1以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、または契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。なお、期限までに入札保証金の納付等がない者は、この入札に参加することができない。

イ 契約保証金 落札金額の10分の1以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結または公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

イ 共同企業体入札参加資格確認申請書および入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 滋賀県建設工事等入札執行要領（以下「要領」という。）およびこの公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(4) この工事に係る入札は、低入札価格調査制度を適用する。

ア 4(1)に規定する落札者の決定に当たっては、施行令第167条の10の2第2項に定める低入札価格調査制度を適用する。

イ 要領第17条第1項ただし書の基準として、調査基準価格を設定し、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査審査委員会の審査を経て、落札者を決定する。その結果は、当該決定の日以降、入札者全員に対し通知を行う。

ウ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、評価値が最も高い者であっても落札者とならない場合がある。

エ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、必要な資料の提出等、滋賀県が行う調査に協力しなければならない。

オ 低入札価格調査制度を行うに当たり、調査基準価格を下回る入札者が多数となった場合は、複数の調査対象者に対して同時に調査を行うことがある。

カ 本入札は、滋賀県が定める低入札価格調査実施要領の「STEP1調査における判断基準」における数値的判断基準を設けない。

(5) 調査基準価格を下回った価格により契約する場合の付加要件

ア 2(3)エで配置する監理技術者とは別に、2(3)エの要件を満たす技術者を配置すること。

イ 契約保証金は、(2)イの規定にかかわらず、落札金額の10分の3以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結または公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

ウ 低入札価格調査実施要領に定める様式により、確約書を提出すること。なお、その他詳細は、低入札価格調査実施要領および特記仕様書による。

(6) 契約の締結

ア この工事の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

イ 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、落札者または落札者を構成する共同企業体の構成員が、次に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

(ア) 2(2)ア、ウ、エまたはオに掲げる要件を満たさないこととなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合

ウ 契約書作成の要否 要

エ 落札者は、落札決定の日以後7日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(7) 支払条件

ア この工事は、工期に相当する年度の債務負担行為で、支払年度区分を設ける。

イ 前金払の有無 有

ウ 中間前金払の有無 有

エ 部分払の有無 有

- (8) この工事は、令和元年度債務負担行為につき、令和2年度以降に係る支払いは各年4月1日以降とする。  
なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

令和元年度 約9パーセント

令和2年度 約22パーセント

令和3年度 約42パーセント

令和4年度 約27パーセント

- (9) 現地説明の有無 無

- (10) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

- (11) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

- (12) 詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

- (1) Object of the contract : The construction of an athletics field at Konki Park

- (2) Submission deadline for application forms and relevant documents to confirm eligibility : November 15, 2019, at 4 : 00 p.m. Japan time

- (3) Opening of bids : January 17, 2020, at 10 : 00 a.m. Japan time (Bids submitted by mail must be received by 4 : 00 p.m. Japan time on January 16, 2020)

- (4) For further information, contact : Architecture Division, Department of Public Works and Transportation, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga, 520 - 8577, Japan, TEL +81 - 77 - 528 - 4257

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和元年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステム機器（搬入設置作業およびシステム設定作業を含む。） 一式

滋賀県住民基本台帳ネットワークシステム機器に係る保守運用業務 一式

- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合企画部情報政策課 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-3292

- 3 落札者を決定した日 令和元年8月19日（月）

- 4 落札者の氏名および住所 西日本電信電話株式会社 滋賀支店 支店長 小野弘嗣 大津市浜大津一丁目1番26号

- 5 落札金額 82,750,800円（消費税および地方消費税を含む。）

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和元年7月9日（火）